

**【表紙】**

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 2014年7月11日                       |
| 【会社名】      | 株式会社小松製作所                        |
| 【英訳名】      | KOMATSU LTD.                     |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 大橋 徹二                    |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂二丁目3番6号                   |
| 【電話番号】     | 03(5561)2628                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 財務部長 堀越 健                        |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂二丁目3番6号                   |
| 【電話番号】     | 03(5561)2628                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 財務部長 堀越 健                        |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

2010年6月23日開催の当社第141回定時株主総会決議及び2014年7月11日開催の当社取締役会決議に基づき、当社の取締役に株式報酬として新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づいて本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 銘柄

株式会社小松製作所第21回新株予約権（取締役用）

### 2. 発行数

新株予約権589個（新株予約権1個につき普通株式100株）

### 3. 発行価格

2014年8月1日に確定する。各新株予約権の発行価格は、以下に記載の二項モデルにより算出した割当日現在の新株予約権の1株当たりの公正価額に当該新株予約権に係る付与株式数（下記5.に定義される。）を乗じた金額とする。

$f_{i,j}$  の値を  $i$  を  $N$  から0まで順番に算定することにより最終的に求まる値  $f_{0,0}$  が新株予約権の公正価額となる。

$i = N$  の場合、

$$f_{N,j} = \max(S_{N,j} - K, 0)$$

$0 \leq i \leq N-1$  の場合、

$$f_{i,j} = e^{-r\Delta t} [p \cdot f_{i+1,j+1} + (1-p) \cdot f_{i+1,j}]$$

ここで、 $K$  は行使価格、 $r$  はリスクフリーレートである。また  $p$  はリスク中立確率であり、予想配当利回りを  $b$  とすると、次の式で表される。

$$p = \frac{e^{(r-b)\Delta t} - d}{u - d}$$

ここで、用いるリスクフリーレート及び予想配当利回りは連続利率であり、年率のリスクフリーレート  $r'$  及び年率の予想配当利回り  $b'$  から次式により求められる。

$$r = \log(1 + r'), \quad b = \log(1 + b')$$

上式を適用するにあたり、新株予約権の付与日から行使日までの期間 ( $T$ ) を  $N$  個の微小期間 ( $\Delta t = T/N$ ) に分割し、各々の時点  $i$  ( $0 \leq i < N$ ) における株価を  $S_{i,j}$  としたとき、次の時点  $i+1$  で成立する株価の値を2個 ( $S_{i+1,j}, S_{i+1,j+1}$ ) のみとした離散型な二項モデルを想定した。

ここで株価変動性を  $\sigma$ 、株価の上昇率を  $u$ 、下落率を  $d$  とすると、次の時点での株価 ( $S_{i+1,j}, S_{i+1,j+1}$ ) は、次の式により求められる。

$$S_{i+1,j+1} = S_{i,j} \cdot u \quad S_{i+1,j} = S_{i,j} \cdot d$$

であり、また、

$$u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}} \quad d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$$

である。

[ 上記モデルにおけるパラメータの定義 ]

$f_{0,0}$  : 1株あたりの新株予約権の価額

$N$  : 10,000

$T$  : 5.5年間

$S_{0,0}$  : 2014年8月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

$K$  : 1円

$r'$  : 2014年7月30日時点の日本国債のイールドカーブ

$b'$  : 1株あたりの配当金(2014年3月期の配当実績) ÷ 2013年4月1日から2014年3月31日まで各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値

$\sigma$  : 5.5年間(2009年2月2日から2014年7月31日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出される変動率

参考までに、上記モデルにより算出した2014年7月1日時点の公正価額は2,057円となり、各新株予約権の発行価格は205,700円となる。

4. 発行価額の総額

未定(2014年8月1日に確定する。)

5. 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

ただし、2014年7月11日より後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、2014年7月11日より後、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権の行使期間

2017年8月1日から2022年7月31日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役もしくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下「新株予約権割当契約」という)に定めるところによる。

9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの当該株式の発行価格は権利行使価額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記9記載の資本金等増加限度額から上記9に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳  
新株予約権は、当社取締役10名に対して割り当てるものとする。
12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係  
該当事項なし。
13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容  
新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権の全部もしくは一部を譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。  
その他の取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
14. 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
15. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。  
交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。  
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5に準じて決定する。  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。  
新株予約権を行使することができる期間  
上記7に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記7に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記9に準じて決定する。  
譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。  
新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
16. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
17. 新株予約権を割り当てる日  
2014年8月1日
18. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
払込みの期日は2014年8月1日とする。